



住まいの近くで買い物を



バスの利便性を向上



安全に暮らせる

「コンパクト・プラス・ネットワーク」で目指すまちづくり



地域での移動手段を充実



「自分たちのまち」という意識で

都市計画審議会会長  
東海大学 梶田 佳孝教授 (50)

コンパクト・プラス・ネットワークを推進することは、地域の人口密度を高め、地域ごとの結び付きを強めるため、コミュニティーの維持や発展が期待できます。少子高齢化で人口が減少し、コミュニティーの希薄化が懸念される社会では、果たす役割は非常に大きいです。

ただ、行政だけの力では、目指すまちの姿には近づけません。大切なのは、市民の皆さんもまちづくりに一緒に取り組むことです。「このまち自分たちのまち」という意識を持って、積極的にまちづくりに参加してほしいです。

Zoom Up

# コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市へ より暮らしやすいまちに

誰もが快適に移動し、地域で暮らし続けられるよう、住まいと生活に必要な施設の距離短縮や、バスの利便性向上などを目指します。皆さんからの声を取り入れながら、一緒にまちづくりを進めていきます。

全国的に少子高齢化が進む中、人口とともに労働者や消費者が減り続けると、地域で生活に必要な施設の維持は難しくなります。市の意見交換会などでも、買い物や移動の不便さを訴える声が出ています。特に、生活基盤であるスーパーマーケットや診療所、公共交通機関などの確保は、行政と市民が一体となって考えなければいけない課題です。現状を踏まえ市では、より暮らしやすく持続可能なまちを目指す「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」を策定しました。

## 地域の特徴を生かしたまちづくり

市が目指すのは、住まいと生活に必要な施設の距離を近づけ、バスなどの公共交通の利便性を高めるまちづくりです。市では、事業者の出店などを後押しする「生活利便施設立地促進事業」や、危険なエリアからの移転を支援する「居住誘導区域（がけ地近接等危険住宅）移転事業」（下欄参照）を開始。より快適で安全なまちづくりを進めています。

都市計画審議会会長の梶田教授は

「厚木市は、大きな公園がある、主要道路にアクセスしやすいなど、地域ごとに特性がある。中心市街地に居住地を一極集中させるのではなく、バスで移動しやすい利点を生かし今あるものを充実させていくことが大切」と話します。

## 交通利便性をさらに向上

市内はバス路線が豊富で、多くの路線バスが運行する一方、いつも混雑している、住まいの近くに路線がないなどの声もあります。そこで市では、バスレーンの設置や、移動手段の充実に向けたコミュニティー交通の導入も検討。交通の利便性を高め、誰もが快適に移動できる仕組みを整えます。

## 市民協働で理想のまちへ

誰もが快適に暮らせるまちをつくるには、実情の把握と地域の協力が欠かせません。市では、今後もアンケートなどを継続的に実施し、皆さんからの声を取り入れながら、一緒にまちづくりを進めていきます。

☎都市計画課 ☎25-2400

### ①生活利便施設立地促進事業 県内初

スーパーマーケットや診療所などの施設が不足している地域に立地をする事業者に補助金を交付します。

《対象》補助対象区域内に、スーパーマーケットやドラッグストア、コンビニ、診療所を新規出店または開業などをする事業者《補助上限額》①スーパーマーケット=1億円②ドラッグストア=5千万円③コンビニ、診療所=2千万円 ※補助金額は施設整備費の2分の1と5年分の土地・建物賃借料の合計額または補助上限額のいずれか小さい額

### ②居住誘導区域（がけ地近接等危険住宅）移転事業 県内初

災害リスクの高いエリアから移転する方に、除却費や移転費などの一部を補助します。

《対象》市で定める危険区域に住み、既存の住宅を除去し、市内の安全なエリアへ移転する方《1戸当たりの補助上限額》①除却費=97万5千円②建物助成費（借入金利子への助成）=421万円③移転費=50万円（移転先が居住誘導区域の場合に限る）

☎①②いずれも事前相談が必要なため、電話またはEメールで都市計画課 ☎4600@city.atsugi.kanagawa.jpへ。

### ③コミュニティー交通検討事業

地域の移動手段を確保するため、必要性が高い地域でコミュニティー交通の導入が検討されています。

●コミュニティー交通の取り組み 買い物や通院などでの移動手段を充実させる取り組み。市内では「まつかげ台・みはる野」「鳶尾」の2カ所でコミュニティー交通「ココモ」の運行を始めています。

●地域が主体となって運行 コミュニティー交通は、地域の皆さんが主体となり運行する仕組みです。実情に合わせ地域に合った交通を市と協働で取り組みます。

☎都市計画課 ☎225-2400

## コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画で 目指す都市づくり



### 4月から開始 住宅などの建築・休廃止の届け出

計画の実現に向け、住宅開発や誘導施設などの動きを把握するため、次の場合に市への届け出が必要です。

- ・居住誘導区域外での一定規模の住宅の建築
  - ・都市機能誘導区域外での誘導施設の建築
  - ・都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止
- ※誘導区域や誘導施設一覧などは市HPに掲載